

平成 20 年 2 月 5 日

社団法人日本医師会
産業保健担当理事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長

産業医活動の活性化に係る産業医への要請について（依頼）

労働衛生行政の推進につきまして、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事業場における労働者の健康管理を効果的に行うためには、医師の医学的な面からの活動が不可欠であり、労働安全衛生法第 13 条の規定に基づき、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場にあつては、産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないこととされております。

このような中、「労働安全等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成 19 年 8 月、総務省）において、事業者の認識不足から産業医の活動が低調となっている事業場があること等から、事業場における産業医活動の活性化を図るため、産業医の活動に関し、作業場等の巡視、衛生委員会への出席についての認識が不足している事業者に対して、当該産業医により、その必要性に関して助言することについて、関係団体を通じ産業医に要請することとの指摘を受けたところです。

つきましては、厚生労働省としましても、産業医制度について、事業者団体を通じて事業者に周知徹底することとしておりますが、産業医活動のより一層の活性化を図るため、産業医から事業者に対して、下記のとおり産業医活動の重要性に関して必要な助言をいただくよう産業医に要請したいので、貴会におかれましては、所属の認定産業医をはじめとする関係者への周知等のご協力をお願い申し上げます。

おって、本件につきましては、別添のとおり、都道府県労働局より都道府県医師会等を通じて協力を要請することとしておりますので、ご了知くださいますようお願いいたします。

記

産業医による作業場等の巡視については、労働者の健康管理上、事業場における作業環境、作業条件等を平素から把握しておく等のため不可欠であり、また、産業医の衛生委員会への出席については、審議における医学的な観点からの助言等を得るために不可欠であることについて、事業者に対しご助言いただきたいこと。

別添

基安労発第 0205001 号

平成 20 年 2 月 5 日

都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

産業医制度及び地域産業保健センター事業等の周知及び指導等について

事業場における労働者の健康管理については、労働安全衛生法第 13 条の規定に基づき、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場にあつては、産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないこととされている。また、産業医の選任義務のない事業場における労働者の健康の確保に資するため、労働安全衛生法第 19 条の 3 に基づく事業として「地域産業保健センター事業」等を実施している。

このような中、「労働安全等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成 19 年 8 月、総務省。以下「勧告」という。）において、別添 1 の通り、事業場における産業医の活動の活性化及び小規模事業場の安全衛生対策の適切化について指摘を受けたところである。

このため、下記のとおり、産業医制度、地域産業保健センター事業等について、より一層の周知及び必要な指導等を行うこととしたので、対応方よろしく願いするとともに、管下労働基準監督署にも周知されたい。

なお、対応に当たっては、「産業医について」リーフレット及び「地域産業保健センターについてのご案内」リーフレットを作成したので、事業者に対する産業医制度及び地域産業保健センター事業の周知等の際に活用されたい。併せて、「地域産業保健センター事業についてのご案内」リーフレットについては、地域産業保健センター事業の委託先にも配布し、周知に活用されたい。

おつて、別添 2、3、4 のとおり、関係団体等に対しても要請を行っているので申し添える。

記

1. 産業医制度について

- (1) 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場であつて、産業医が選任されていない事業場に対して、選任による産業保健上の効果を示しつつ、選任義務を遵守するよう、指導を行うとともに、事業者団体を通じて、産業医の選任義務を遵守するよう、周知徹底すること。

- (2) 衛生委員会への出席、職場巡視等の産業医活動の必要性について、事業者団体を通じて、事業者に周知徹底すること。
- (3) 事業場における産業保健活動の活発化を図るため、産業医から事業者に対して、産業医活動の必要性に関して助言することについて、都道府県医師会等を通じて協力を要請すること。

2. 地域産業保健センター事業について

- (1) 小規模事業場に対して、地域産業保健センターの利用について、より一層積極的に働きかけること。
- (2) 個別の事業者の同意が得られた場合には、当該事業場に関する情報（事業場名、所在地、連絡担当者氏名等）について、地域産業保健センターに提供する等、当該センターの利用促進に協力すること。また、地域産業保健センターに対し、事業説明会等の場を活用して小規模事業場の登録の一層の推進を図るよう指導すること。

なお、産業医共同選任事業については、勸告を踏まえ、現行の「小規模事業場産業医共同選任促進事業」は経過措置として残しつつ、平成20年度からは、新規に「小規模事業場産業医活用促進事業（仮称）」を実施することとしている。小規模事業場における産業保健水準の向上を図るためには、本事業を有効に活用することが重要であると考えるので、新規事業の実施に当たっては、補助金交付先である（独）労働者健康福祉機構に対して、各労働局及び労働基準監督署が助成対象事業場の開拓、事業の支援等の面で連携・協力を行うことを予定しており、詳細については別途通知する予定である。

別添1～4：(略)

平成 20 年 2 月 5 日

学校法人産業医科大学総務部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長

産業医活動の活性化に係る産業医への要請について（依頼）

労働衛生行政の推進につきまして、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事業場における労働者の健康管理を効果的に行うためには、医師の医学的な面からの活動が不可欠であり、労働安全衛生法第 13 条の規定に基づき、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場にあつては、産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないこととされております。

このような中、「労働安全等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成 19 年 8 月、総務省）において、事業者の認識不足から産業医の活動が低調となっている事業場があること等から、事業場における産業医活動の活性化を図るため、産業医の活動に関し、作業場等の巡視、衛生委員会への出席についての認識が不足している事業者に対して、当該産業医により、その必要性に関して助言することについて、関係団体を通じ産業医に要請することとの指摘を受けたところです。

つきましては、厚生労働省としましても、産業医制度について、事業者団体を通じて事業者にも周知徹底することとしておりますが、産業医活動のより一層の活性化を図るため、産業医から事業者に対して、下記のとおり産業医活動の重要性に関して必要な助言をいただくよう産業医に要請したいので、貴大学におかれましては、卒業生等への周知等のご協力をお願い申し上げます。

記

産業医による作業場等の巡視については、労働者の健康管理上、事業場における作業環境、作業条件等を平素から把握しておく等のため不可欠であり、また、産業医の衛生委員会への出席については、審議における医学的な観点からの助言等を得るために不可欠であることについて、事業者に対しご助言いただきたいこと。